相談•苦情•紛争解決受付状況

(平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日)



日本貸金業協会(以下「協会」という。)の貸金業相談・紛争解決センター及び支部相談窓口では、「資金需要者等に対して、中立公正な対応と迅速かつ適切な解決に努め資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的とし、貸金業界の金融 ADR 機関として平成 29 年度において相談対応・苦情処理・紛争解決等に係る業務を本報告書のとおり実施した。

【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

相談 · 紛争解決委員会

・相談・紛争解決に関する業務の中立公正かつ的確な運営を確保するための組織であり、 外部有識者で構成されている。

紛争解決委員

・紛争解決委員は、紛争解決手続において、交渉の仲介、当事者への助言等を行い、必要 に応じて貸金業相談・紛争解決センターの職員に指示を行い、和解の成立に努める。

相談受付課

- ・相談内容及び事実関係を確認し、相談者に対して回答または助言を行う。
- ・生活再建支援・家計管理支援を行い、多重債務問題の再発防止に努める。
- ・浪費癖等を抱える資金需要者等から貸付自粛の申告を受け、個人信用情報機関に登録を 行うことで多重債務の再発防止を図る。

苦情受付課

- ・苦情申出内容及び事実関係を確認して申立人及び相手方に説明等を行い解決する。
- ・苦情が解決しない時は、申立人に対し、紛争解決手続への移行申立ての意思を確認する。

紛争受付課

- ・紛争解決手続を実施する。
- ・紛争の申立てを受理したときには、相談・紛争解決委員会に対し、その旨を通知する。
- ・当協会が貸金業者と締結する手続実施基本契約に関する事務を行う。

平成 29 年度年次報告書

「相談・苦情・紛争解決受付状況」

目次

I概況		
	1.	受付件数
	2.	受付状況
Ⅱ相談		
	1.	受付状況
	2.	相談内容
	3.	生活再建支援カウンセリング
皿苦情	· •	
	1.	受理件数
	2.	苦情内容及び処理結果
	3.	事実確認結果
	4.	所要日数
Ⅳ紛争		
	1.	紛争解決手続申立ての受理状況
	2.	終了件数
Ⅴ広報	▪講	演等活動状況・・・・・・・・・・・・・・12
	1.	講師派遣
	2.	協会員との意見交換会
	3.	消費生活センターへの訪問活動の実施
	4.	国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会」の開催
	5.	国民生活センター役員との「意見交換会」の開催
	6.	消費者団体への活動報告会の開催
	7.	「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加
	8.	「センターだより (季刊)」の発行

I 概 況

1. 受付件数

平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日)における資金需要者等からの総受付件数は 21,952 件であり、前年度 23,034 件と比較すると 1,082 件減 (-4.7%) であった。

アクセス方法別では、電話が 21,759 件と最も多く、次いで来協(支部も含む) が 110 件、文書が 51 件等及び紛争申立書提出は 12 件となっている。(図表 1)

(単位:件、%)

								(平江	. : 1十、70/
年 分類	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	前年対比
電話	45, 973	42, 607	39, 453	35, 861	34, 127	32, 736	22, 835	21, 759	-4. 7%
文書	33	49	33	35	69	73	33	51	+54.5%
来協	543	431	226	158	169	181	125	110	-12.0%
メール	1	1	0	0	1	0	0	2	
その他	65	45	28	5	22	14	24	18	-25.0%
紛争申立書	5	7	7	17	12	20	17	12	-29.4%
総受付件数	46, 620	43, 140	39, 747	36, 076	34, 400	33, 024	23, 034	21, 952	-4. 7%

(図表 1)

2. 受付状況

平成 29 年度における総受付件数のうち「相談」は、21,899 件であり「一般相談」は、6,235 件と前年度 11,157 件と比較すると 4,922 件減(-44.1%)となったが、「多重債務関連相談」は、6,480 件と前年度 6,317 件と比較すると 163 件増(+2.6%)と僅かながら増加、「業者向け問合せ」は、9,184 件であり、前年度 5,470 件と比較すると 3,714 件(+67.9%)と大きく増加している。

「苦情」は、41 件であり前年度 73 件と比較すると 32 件減 (-43.8%)、「紛争」については、12 件と前年度 17 件と比較すると 5 件減 (-29.4%) であった。

(図表 2) (単位: 件. %)

	\									(半世.	件、%)
	年度 分類	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	前年対比
	一般相談	35, 877	26, 530	20, 431	16,026	13, 833	14, 953	11, 157	6, 235	145, 042	-44.1%
相	多重債務関連相談	10, 386	8, 436	7, 089	7, 143	7, 429	7, 101	6, 317	6, 480	60, 381	+2.6%
談	業者向け問合せ		7, 920	12, 103	12, 795	13, 032	10, 813	5, 470	9, 184	71, 317	+67.9%
	小計	46, 263	42, 886	39, 623	35, 964	34, 294	32, 867	22, 944	21, 899	276, 740	-4.6%
	苦情		247	117	95	94	137	73	41	1, 156	-43.8%
	紛争		7	7	17	12	20	17	12	97	-29.4%
	計	46, 620	43, 140	39, 747	36,076	34, 400	33, 024	23, 034	21, 952	277, 993	-4.7%

(図表 2)

Ⅱ 相談

◆「相談」の定義

貸金業者が遂行した具体的な貸金業務等に関連し、協会に助言を求めるものであって、苦情、紛争のいずれにも該当しない相談や、債務者等が貸付けの契約により負担した金銭債務を主たる理由として経済的窮状又は返済困難な状況に陥っている場合、協会に対し、状況の改善のための助言等を求めるものを「一般相談」という。

なお、貸付自粛、返済困難、ヤミ金融関連及び自己破産などを「多重債務関連相談」 という。(図表 3・4)

	分類	定義
	契約内容	借入限度額、返済方法など契約内容に係る相談等
	融資関連	融資先紹介依頼、必要書類、借入一本化などの相談等
	登録業者確認	貸金業者登録の有無についての問合せ(ヤミ金を除く)
_	信用情報	信用情報の開示、登録情報等に関する相談等
般相	身分証明書等の紛失等	紛失や盗難における対処等に関する相談等
談	過払金	過払金に係る一般的な問合せや相談等
	返済義務	代位弁済や時効、相続、名義貸し等に関する相談等
	業者の連絡先	業者の連絡先についての照会
	その他	金利、帳簿開示、保証人、手数料等に係る相談等

(図表 3)

	5	分類	定義				
多	貸付自	粛依頼・撤回	貸付自粛情報登録制度に関係する相談等				
重	重 返済困難 債		借入過多、収入減等に起因する返済の相談				
			ヤミ金融、違法業者に関する相談				
関連		被害あり	金銭的被害に遭っているケース				
相		被害なし	金銭的被害に遭っていないケース				
談	談自己破産・調停・民事再生手続き		自己破産や調停など債務問題解決の手段に係る問合せ				
	業者向	可け問合せ	個別取引の相談で業者窓口と誤認又は間違い電話				

(図表 4)

1. 受付状況

平成 29 年度に相談として受付した件数は 21,899 件であり、前年度 22,944 件と比較すると 1,045 件減 (-4.6%) となっている。

なお、『一般相談』は 6,235 件と前年度 11,157 件と比較すると 4,922 件減(-44.1%)、『多重債務関連相談』は 6,480 件と前年度 6,317 件と比較すると 163 件増 (+2.6%)、『業者向け問合せ』は 9,184 件と前年度 5,470 件と比較すると 3,714 件増 (+67.9%) となっている。(図表 5)

(単位:件、%)

	年度 内容分類	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	前年対比
	契約内容	4, 873	7, 332	6, 730	5, 802	5, 160	5, 664	3, 631	367	39, 559	-89.9%
	融資関連	5, 380	3, 174	2, 715	2, 490	2, 412	3, 097	2, 396	894	22, 558	-62. 7%
	登録業者確認	4, 569	3, 438	2, 010	1, 280	927	665	520	410	13, 819	-21.2%
_	信用情報	2, 039	1, 353	1, 185	920	773	554	464	552	7, 840	+19.0%
般 相	身分証明書等の紛失等	1, 061	814	576	525	506	436	371	244	4, 533	-34. 2%
談	過払金	3, 428	1, 638	977	451	328	236	110	73	7, 241	-33.6%
	返済義務	753	603	460	323	268	288	213	254	3, 162	+19.2%
	業者の連絡先	8, 899	4, 000	2, 105	919	782	1, 183	652	950	19, 490	+45.7%
	その他	4, 875	4, 178	3, 673	3, 316	2, 677	2, 830	2, 800	2, 491	26, 840	-11.0%
	小計	35, 877	26, 530	20, 431	16, 026	13, 833	14, 953	11, 157	6, 235	145, 042	-44.1%
多	貸付自粛依頼・撤回	5, 030	4, 668	4, 564	4, 592	5, 208	5, 129	4, 703	5, 014	38, 908	+6. 6%
重債	返済困難	3, 008	1, 724	1, 268	1, 084	924	983	944	921	10, 856	-2. 4%
務関	ヤミ金融・違法業者被害なし	1, 340	1, 183	679	870	776	585	414	313	6, 160	-24.4%
連 相	ヤミ金融・違法業者被害あり	852	790	534	567	478	364	222	189	3, 996	-14.9%
談	自己破産・調停・民事再生手続き	156	71	44	30	43	40	34	43	461	+26.5%
	小計	10, 386	8, 436	7, 089	7, 143	7, 429	7, 101	6, 317	6, 480	60, 381	+2. 6%
	業者向け問合せ		7, 920	12, 103	12, 795	13, 032	10, 813	5, 470	9, 184	71, 317	+67.9%
	合計		42, 886	39, 623	35, 964	34, 294	32, 867	22, 944	21, 899	276, 740	-4. 6%

(図表 5)

[参考]

平成 29 年度の相談の総受付件数は、前年度対比でほぼ横ばい(微減)であるが、 内容を見ると、「業者向け問合せ」の構成割合が急増している。

その要因は、昨年まで一般相談に入った誤認電話(業者と間違えた)を「契約内容」 及び「融資関連」と分類していたが、本年度より誤認電話は全て、「業者向け問合せ」 と変更したためである。

協会では、誤認電話の解消を図るため、主な協会員への訪問活動を実施し、具体的な相談窓口の案内表示及び協会の連絡先案内の変更提案を行っている。

また、相談・苦情における電話担当者の初期対応の改善を図るため、協会員向けに「カウンセリング的手法を用いた顧客対応研修」を実施し、顧客対応の向上のための支援を行っている。

2. 相談内容

(1) 一般相談

「契約内容」に関する相談が、367 件と前年度 3,631 件と比較すると 3,264 件減 (-89.9%)、「融資関連」に関する相談が、894 件と前年度 2,396 件と比較すると 1,502 減 (-62.7%)、「身分証明書等の紛失等」に関する相談が、244 件と前年度 371 件と比較すると 127 件減 (-34.2%) 等となっている。

(2) 多重債務関連相談

「貸付自粛依頼・撤回」に関する相談が、5,014 件と前年度 4,703 件と比較すると 311 件増(+6.6%)、「返済困難」に関する相談が、921 件と前年度 944 件と比較すると 23 件減(-2.4%)等となっている。

【ヤミ金融】

平成29年度におけるヤミ金融被害関連相談は502件で、「ヤミ金融等・被害あり」は189件、「ヤミ金融等・被害なし」は313件と減少している。(図表6)

(単位:件、%)

年度 分類	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	前年対比
ヤミ金融·違法業者 被害あり	852	790	534	567	478	364	222	189	3,996	-14.9%
ヤミ金融・違法業者 被害なし	1,340	1,183	679	870	776	585	414	313	6,160	-24.4%
合計	2,192	1,973	1,213	1,437	1,254	949	636	502	10,156	-21.1%

(図表 6)

「ヤミ金融等・被害あり」189 件の被害状況 については、「現金の被害」が149 件、そのうち 53 件はヤミ金と分かって接触していたケース となっている。

また、「現金以外の被害」(図表 7-1) については、28 件となっている。

なお、接触媒体(図表 7-2) については、「F AX」が 97 件と最も多く、次いで「インターネット」が 84 件、「メール」が 79 件等となっている。

※「ヤミ金融等被害あり・なし」は合計で502件の うち接触媒体で判明した468件の分析となっている。

(図表 7-1)	(単位:件、%)					
現金以外の被害	件数	比率				
携帯電話・スマホ	17	60. 7%				
キャッシュカード・通帳	8	28.6%				
その他	3	10. 7%				
合計	28	100.0%				

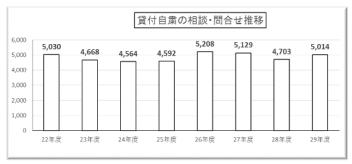
(図表 7-2)	(単位:件、%)						
接触媒体	件数	比率					
FAX	97	20. 7%					
インターネット	84	17. 9%					
メール	79	16. 9%					
DM	57	12. 2%					
電話	37	7. 9%					
紹介	5	1. 1%					
不明	109	23. 3%					
合計	468	100. 0%					

◆ 「貸付自粛」 の定義

資金需要者(ご本人)が、自らに浪費の習癖があることその他の理由により、貸付の自粛の対象者とする旨の申告又は親族のうちの一定の範囲の者が、当該資金需要者を貸付けの自粛の対象者とする旨を協会に申告し、協会がこれを個人信用情報機関に登録する。

【貸付自粛の相談・問合せ】

貸付自粛の相談・問合せは 「貸付自粛依頼・撤回」として 分類しており、平成29年度に おいては、5,014 件と前年度 4,703 件と比較すると 311 件 増(+6.6%) となっている。



(図表 8)

(図表 8)

なお、相談の状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。

【貸付自粛依頼・撤回の属性】

「親族」からの自粛依頼・撤回が最 も多く 39.5%、次いで、「本人」が 36.9%、「配偶者」が 17.9%等であり、 親族・配偶者からの相談が 57.4%と 過半数を占めている。(図表 9)

貸付自粛依頼・撤回の属性 Ab的第三者 7.6% その他 2.4% 配偶者 17.9% 親族 39.5% 本人 36.9%

(図表 9)

【個人信用情報機関への登録】

協会にて受けた情報を、㈱日本信用情報機構 (JICC) 及び㈱シー・アイ・シー (CIC) に一定期間 (5年以内) 登録する。

なお、平成 24 年度より郵送による受付を開始し、平成 29 年度は 67.2% と増加傾 向が継続している。(図表 10)



(図表 10)

3. 生活再建支援カウンセリング

◆「生活再建支援カウンセリング」の定義

多重債務問題への取組みの一環として、資金需要者等に対し多重債務の再発防止 を目的とした支援を行っている。

相談者との信頼関係を構築し、家計管理の改善実行や債務の原因となる問題行動 に対し、心理カウンセリングを通じて、改善や再発防止を目的として行う。

※多重債務問題は、家族の問題でもあり、債務者本人が立ち直るため、親族や配偶者などは重要なキーパーソンであるためカウンセリングの対象としている。

(1) 受付状況

平成 29 年度において相談者 109 人 (新規 40 人、前年度からの継続 69 人) に対し、面接相談及び電話相談を 491 回実施した。

なお、491 回のうち、面接相談が 121 回 (構成割合 24.6%)、電話相談が 370 回 (同 75.4%) となっている。(図表 11)

	年度	224	22年度		23年度		F 度	25年度		
新規・継続		人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	
新規相談者		135	694	116	530	111	540	121	488	
前年度からの 継続相談者		63	352	63	419	83	495	98	666	
合計		198	1, 046	179	949	194	1, 035	219	1, 154	
	年度	26\$	26年度		27年度		28年度		29年度	
新規・継続		人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	
新規相談者		123	515	86	421	34	150	40	121	
前年度からの 継続相談者		122	790	114	741	99	575	69	370	
合計		245	1, 305	200	1, 162	133	725	109	491	

(図表 11)

「生活再建支援カウンセリング」については、協会設立当初より、貸付自粛・返済困難・ヤミ金融関連・自己破産など多重債務関連の幅広い相談受付を行っていたが、平成27年度より、カウンセリング業務を貸付自粛や返済困難などの相談に絞込みを行った結果、カウンセリング業務の受付件数は減少している。

【紹介先】について

紹介先は、「弁護士会・司法書士会」が866件と最も多く、次に「法テラス」533件等となっている。(図表12)

紹介先	弁護士会・司 法書士会	法テラス		都道府県・消 費者センター	クレシ゛ットカウンセリン ク゛協会	その他 (医療専門機関等)	合計
件数	866	533	220	229	134	301	2, 283

(図表 12)

(2) 実施結果

平成 29 年度におけるカウンセリングの終了者は 69 人、このうち問題が解決した との表明があり、合意の上でカウンセリングを終了した「改善あり」の終了者は 44 人 (63.8%) であった。

また、中断等によって改善の確認ができなかった人が25人(36.2%)であった。

(3) 並行面接

協会では状況に応じて債務者本人及びその配偶者・親族等を一組とした家族のカウンセリング(並行面接)を実施している。

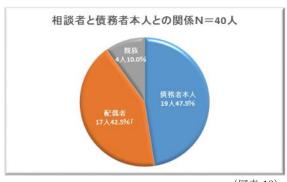
どちらか一方の単独面接に比べ、"家族間の気持ちや考え方の理解等について調整 しやすい"、"問題解決に適した人間関係の築き方、関わり方が構築できる"などのメ リットがあり、改善の成果を明確に確認することができる。

(4) 新規相談者の属性等

① 債務者本人との関係

新規相談者 40 人のうち、債務者本人との関係は債務者本人が19人(47.5%)、配偶者17人(42.5%)、親族4人(10.0%)となっている。(図表13)

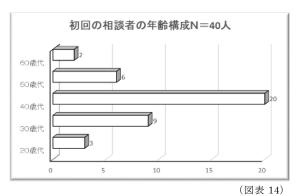
また、男女の割合は男性が 17 人 (42.5%)、女性が 23 人 (57.5%) であり、これらの構成割合は、毎年ほぼ同様の傾向を示している。

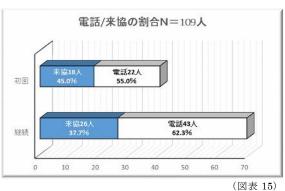


(図表 13)

② 年齢及び電話/来協区分

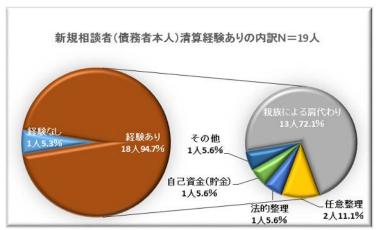
新規相談者の「年齢構成」は、40歳代が最も多く、次いで30歳代となっている。 また、「電話と来協の割合」は、新規相談者は電話が22人、来協が18人であり、継 続相談者については電話が43人、来協が26人となっている。(図表14・15)





③ 債務清算経験の有無

債務者本人 19人のうち 18人 (94.7%) が過去に債務清算経験があり、その清算方法は、13人が親族による肩代わり、2人が任意整理等による清算となっている。(図表 16)



(図表 16)

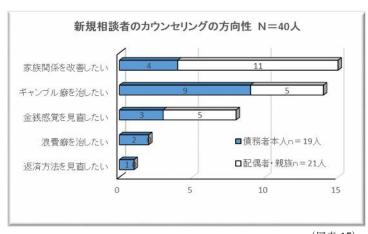
④ 債務の原因

「ギャンブル癖」が 13 人 (68.4%) と最も多く、次いで「遊興費・飲食費・交際費」 4 人 (21.0%) となっている。

⑤ 相談の方向性

相談者が抱えている問題は様々な要因が絡み合っているため、優先的な取り組み課題として合意したものについて分類した。

その結果、新規相談者における相談の方向性で最も多いものが「家族関係を改善したい」となっている。(図表 17)



(図表 17)

皿 苦情

◆ 「苦情」の定義

協会における苦情の定義は、「貸金業務等に関し、その契約者等による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明」としており、苦情申立人の申出・主張の内容に従って分類している。(図表 18)

主な分類	定義					
請求業務	債権回収業務における不満					
契約内容	契約・約款に従った業者の説明や対応への不満					
帳簿の開示	開示の遅れ、開示内容への不満					
カード等不正使用	クレジットカード等の不正使用に対する業者の対応などへの不満					
過払金	過払金返還に関する不満					
個人情報	個人信用情報の登録、登録内容などへの不満					
事務処理	顧客の要請に基づく対応や各種業務の説明内容への不満					
融資関連	審査結果、審査対応・手続などへの不満					
その他	広告・勧誘(詐称以外)、保証契約、金利、過剰貸付、年金担保への不満					

(図表 18)

1. 受理件数

平成 29 年度に苦情として受理した件数は 41 件であり、前年度 73 件と比較する と 32 件減(-43.8%)となった。

これは、協会が平成 22 年 10 月の指定紛争解決機関(金融ADR) 開設以降、最も少ない年間受付件数となった。(図表 19)

(単位:件、%)

内容分類	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	構成比	前年対比
請求業務	77	46	25	16	16	24	12	2	218	18.9%	-83.3%
契約内容	59	53	30	28	21	20	22	5	238	20. 6%	-77. 3%
帳簿の開示	85	54	19	10	16	19	15	7	225	19. 5%	-53.3%
カード等不正使用	0	0	0	0	0	0	0	11	11	1.0%	
過払金	21	19	9	5	4	11	0	3	72	6. 2%	
個人情報	28	19	8	5	6	9	4	3	82	7. 1%	-25.0%
事務処理	20	30	17	25	28	44	14	10	188	16. 3%	-28.6%
融資関連	32	10	5	4	1	2	2	0	56	4. 8%	
その他	30	16	4	2	2	8	4	0	66	5. 7%	
合計	352	247	117	95	94	137	73	41	1, 156	100.0%	-43.8%

※その他とは、広告・勧誘(詐称以外)、保証契約、金利、過剰貸付、年金担保を含む (図表 19)

2. 苦情内容及び処理結果

苦情内容別では、「クレジットカード等不正使用」に関するものが11件、「事務処理」が10件、「帳簿の開示」が7件、「契約内容」が5件、「個人情報」及び「過払金」がそれぞれ3件、「請求業務」が2件である。

3. 事実確認結果

苦情事案全件について、業者に事実関係の調査及び報告を依頼、その結果を申立人に伝えたうえで、必要に応じて解決に向けた調整や業者指導、紛争解決手続の案内等を行っているが、41件のうち「協会による処理・是正・助言等」により解決した事案が34件、次いで「紛争受付課へ移行」が3件、「打ち切り」が1件、「継続中」が3件となっている。

4. 所要日数

平成 29 年度において、苦情処理手続きが終了した 41 件(前年度からの繰越事案 5 件 含む)の手続き終了までの所要日数は、1 か月未満が 30 件(73.2%)、1 か月以上 ~ 3 か月未満が 5 件(12.2%)、3 か月以上 ~ 6 か月未満は 6 件(14.6%)となっている。

そのうち、苦情で終了せず、紛争解決へ移行した案件は5件となった。

また、平成 30 年度に繰越は、3 件になったがこのうち受理から 1 か月以上経過しているのは 1 件あるが海外でのクレジットカードの不正使用の事案であり、事実関係の確認が遅延の理由である。(図表 20)

		苦情処理手続段階における所要日数別内訳						
		1月未満	1月以上 3月未満	3 月以上 6 月未満	6月以上	計		
処	(苦情として)解決	28	4	3	0	35		
理結	移行	2	1	2	0	5		
果	不調	0	0	1	0	1		
	計	30	5	6	0	41		

(図表 20)

IV 紛争

◆ 「紛争」の定義

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、紛争解決委員(弁護士)が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解による解決を図るものをいう。

1. 紛争解決手続申立ての受理状況

平成 29 年度における紛争事案の受理件数は 12 件であり、前年度 17 件と比較すると 5 件減 (-29.4%) となっている。

今年度は、「過払金」、「契約内容」に関する事案は減少したが、「クレジットカード等不正使用」6件(+50.0%)と平成27年度から増加傾向となっている。(図表21)

(単位:件、%)

										立・11 (/0/
内容分類	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	前年対比
過払金	4	1	1	4	3	8	4	3	28	-25.0%
契約内容	0	2	1	6	2	2	4	1	18	-75.0%
カード等不正使用	0	0	0	0	0	5	4	6	15	+50.0%
融資関連	1	2	0	0	0	1	1	1	6	+0.0%
帳簿の開示	0	1	1	0	2	0	0	1	5	_
事務処理	0	0	0	0	2	2	0	0	4	_
個人情報	0	0	0	0	1	1	1	0	3	_
請求業務	0	0	0	0	0	1	1	0	2	_
過剰貸付	0	0	0	1	0	0	0	0	1	_
その他	0	1	4	6	2	0	2	0	15	_
合計	5	7	7	17	12	20	17	12	97	-29.4%

(図表 21)

2. 終了件数

平成 29 年度において、平成 28 年度からの繰越事案 3 件を加えた 15 件について 紛争解決手続を実施し 12 件が手続を終了した。平成 30 年度の繰越事案は 3 件となっている。

終了事由は、紛争解決委員が提示した和解案を当事者双方が応諾した「和解成立」が7件(過払金、契約内容、融資関連、その他各1件、クレジットカード等不正使用3件)申立人の自己都合等による「取下げ」が1件(過払金)、当事者双方の主張に合意点が見出せず和解成立に至らなかった「終了決定」が4件(過払金、契約内容、帳簿の開示、クレジットカード等不正使用各1件)となっている。(図表22)

なお、終了までの期間は、受理 \sim 3 か月未満が 8 件、3 か月以上 \sim 6 か月未満が 4 件となっている。

終了事由	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
和解成立	3	2	3	4	8	6	12	7	45
取下げ	0	2	4	4	4	4	7	1	26
終了決定	0	2	2	1	4	3	7	4	23
合計	3	6	9	9	16	13	26	12	94

(図表 22)

V 広報·講演等活動状況

1. 講師派遣

(1) 行政機関・消費生活センター等

消費生活相談員等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会にカウンセリング的手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等の研修を行った。

(図表 23)

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)
1	8月4日	公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会	日本貸金業協会の相談状況等について	5
2	8月24日	公益社会福祉法人福井県社会福祉協議会	生活困窮者等への相談対応と生活再建に向けた家計管理支援について	38
3	9月21日	栃木県県民生活部くらし安全安心課	多重債務相談におけるカウンセリング・対応の実務~生活再建に向けた家計管理方法と聞き取り・助言のポイント~	19
4	9月21日	社会福祉法人めやす箱倉敷市生活自立相談支援 センター	生活困窮者・多重債務者への相談対応と生活再建に向けた家計管理の支援について	35
5	11月7日	財務省東北財務局	多重債務者への相談対応と家計管理方法等	31
6	12月13日	神奈川県県民局くらし県民部消費生活課	日本貸金業協会のADRについて	11
7	12月15日	神奈川県県民局くらし県民部消費生活課	日本貸金業協会のADRについて	18
8	1月22日	財務省四国財務局高知財務事務所	家計相談支援の実際について	21
9	1月25日	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	低所得者における生活再建に向けた支援について	70
10	1月26日	日野市	多重債務について	17
11	2月21日	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	貸付相談世帯を対象にした相談援助の方法と、生活再建に向けた支援について~聞き取り・助 言のポイント~	44
12	2月23日	千葉県消費者センター	カウンセリング的手法を用いた相談対応や家計管理等	43
13	3月15日	財務省四国財務局	家計相談支援の実際について―生活困窮者の家計管理、生活再建の具体例―	25
14	3月16日	財務省四国財務局德島財務事務所	家計相談支援の実際について―生活困窮者の家計管理、生活再建の具体例―	25
15	3月16日	社会福祉法人山形県社会福祉協議会	多重債務者・生活困窮者への相談対応と、生活再建支援カウンセリングアプローチの手法について―日本貸金業協会の実践より―	16
16	3月27日	株式会社ビスネット	対応困難者への対応とセルフケア	18
16	3月27日	株式会社ビスネット	対応困難者への対応とセルフケア	

(延べ 15 団体 16 回、受講者数: 436 人) 小計

(2) 協会員

(図表 23)

お客様相談及び債権管理業務等に従事する社員に対し、「カウンセリング的手法を 取り入れた顧客対応」を目的とした社内研修会を行った。(図表 24)

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)
1	5月30日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	10
2	5月31日	お客様サービスプラザ	がクシェッシッチ法を心用したの各でよ対応	10
3	6月23日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	14
4	7月13日	債権管理事業部	カウノでサンク 千法を活用したお各さま 対応	14
5	9月5日			11
6	9月6日	株式会社モビットカー	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	
7	9月11日			10
8	10月17日			10
9	11月14日	アコム株式会社	苦情対応研修	8
10	11月15日			8
11	11月21日			8
12	11月22日			7
13	11月30日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	12
14	1月17日	ビジネクスト株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	8
15	2月5日	アルヒ株式会社	勧誘、来店相談、申込、契約締結にかかわる場面から学ぶ、コミュニケーショントラブル防止法	15
16	2月13日	アルヒ株式会社	勧誘、来店相談、申込、契約締結にかかわる場面から学ぶ、コミュニケーショントラブル防止法	18
			(延べ5社16回、受講者数:174人) **	174

(図表 24)

また、協会主催による「カウンセリング的手法を用いた実務研修」をテーマに、ロールプレイ、グループによる相談事例検討など様々な手法を学習する、初級編、中級編、上級編に講師及び援助者を派遣した。(図表 25)

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)
1	10月20日	日本貸金業協会(参加協会員:14社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【初級編】	23
2	12月21日	日本貸金業協会(参加協会員:9社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【中級編】	12
3	2月15日	日本貸金業協会(参加協会員:6社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【上級編】	10
			(協会員 16 社、受講者数 45 人) 計	45

(3) その他講習

(図表 25)

職業訓練事業で知的障害や発達障害のある方が就労移行行程を終了する予定者と職業訓練者などを対象に、就職後の社会生活上で、お金やクレジットカード利用及び金融トラブルに巻き込まれないためと金銭管理などについて学習を目的に研修会を実施した。(図表 26)

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)
1		社会福祉法人大阪市障害福祉・スポーツ協会サテライト・オフィス平野(大阪市職業リハビリテーションセンター分室)	金融トラブルに巻き込まれないために	37
2	1月31日	社会福祉法人であい共生舎ひらかた・にじ福祉工場	障がいのある方向けにお金についてのはなし	22
			(2 団体、受講者数・59 人) 小計	59

2. 協会員との意見交換会

(図表 26)

平成30年1月に第1回目となる「協会員との意見交換会」を開催しました。協会設立10周年記念として、各社の「お客様相談関係部署責任者」の方々に出席をいただき、当センター活動への理解を深めていただくとともに、各社の相談体制、苦情や障害者・高齢者対応の現状などについて意見交換を行った。

3. 消費生活センターへの訪問活動の実施

各都道府県の主要な消費生活センターに対し一層の連携強化による資金需要者等の相談機会の拡充を目的とした訪問活動を行った。

(対象数 148 箇所、訪問延べ回数 360 回)

4. 国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会」の開催

平成 29 年 6 月及び 12 月には、前年度に続き第 5 回目、第 6 回となる国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会」を実施し、資金需要者等への相談を的確に行うためのスキルの共有化及び相互連携を図った。

5. 国民生活センター役員等との「意見交換会」の開催

平成 29 年 12 月に一昨年に引き続き第 4 回目となる国民生活センター役員等との「意見交換会」を実施し、協会及び国民生活センターの活動状況等について連携強化を図った。

6. 消費者団体への活動報告会の開催

平成 29 年 10 月 30 日及び 11 月 2 日の両日に、主な消費者団体 (14 団体) を対象 として、前年度に続き 7 回目となる「消費者団体との良好な関係の維持・向上等を 目的とした」活動報告会を実施した。

7. 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加

東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン(実施日:平成29年6月15日、11月14日)」に参加しヤミ金融被害防止に向けた消費者への啓発活動を行った。

8. 「センターだより(季刊)」の発行

◆平成 29 年 7月 31 日発行 Vol.26

◆平成 29 年 9月 30 日発行 Vol.27

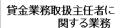
◆平成 29 年 12 月 31 日発行 Vol.28

◆平成 30 年 3月 31 日発行 Vol.29



日本貸金業協会 概要

平成19年12月19日、改正貸金業法に基づき、内閣総理大臣の認可を受け、貸金業界の自主規制機関として設立



資格試験実施・主任者登録・ 登録講習実施など

協会員の法令等遵守体 制整備の支援

自主規制基本規則等を定 め、協会員の指導を徹底

相談対応・苦情処理・紛争解決

貸金業相談・紛争解決窓口を設置し 中立公正な立場から支援

広報・啓発・調査研究

広報活動

金融知識の普及・啓発活動 研究調査の分析や公表等行い、資金 需要者等の利益の保護に努める 貸金業者の業務の適正な 運営を確保し、もって貸金 業の健全な発展と資金需 要者等の利益の保護を図 るとともに、国民経済の適 切な運営に資することを目 的としています。

規律審査

法令等違反事案に対する措置・ 処分(除名、会員権停止)

行政協力事務

申請書類等を財務局・各都道 府県から委託を受けて受付

研修の実施

各種研修を通じて業界の健 全化を促進

監査の実施

法令・自主規制基本規則等の 遵守状況等を監査

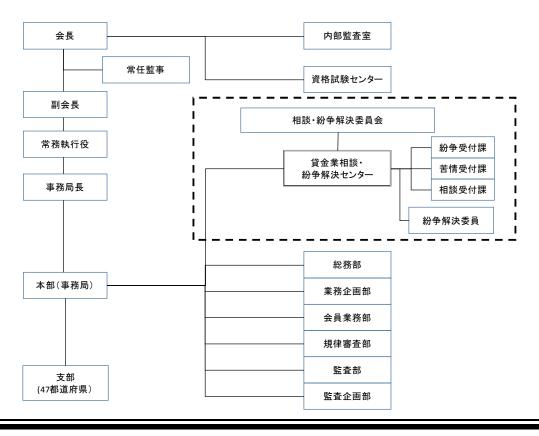
- 指定試験機関 平成 21 年 6 月 18 日付 貸金業法の規定に基づき内閣総理大臣より指定を受けた。

- **認定個人情報保護団体** 平成 22 年 3 月 31 日付 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき金融庁長官より認定を受けた。

・指定紛争解決機関 平成 22 年 9 月 15 日付 貸金業法の規定に基づき金融庁長官より指定を受けた。

- 登録講習機関 平成 22 年 9 月 30 日付 貸金業法の規定に基づき金融庁長官の登録を受けた。

日本貸金業協会組織図 (平成30年4月1日現在)



貸金業相談・紛争解決センター受付時間変更のご案内

当協会は、平成 22 年 9 月 15 日に金融庁長官より指定紛争解決機関として指定を受け、同年 10 月 1 日より貸金業務における相談・苦情・紛争等に関する紛争解決等業務を開始しております。

この度、当協会では、当該業務の受付状況等を鑑みて、平成30年2月1日より下記のとおり当該業務の受付時間を変更させていただくことになりましたので、ご案内いたします。

皆様におかれましては、今後とも引き続き当該業務にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(貸金業相談・紛争解決センター受付時間)

- 1. 〈変更前受付時間〉
 - 9時00分~17時30分(土・日・祝日・12月29日~1月4日を除く)
 - <変更後受付時間>
 - 9時00分~<u>17時00分</u>(土・日・祝日・12月29日~1月4日を除く)
- 2. 変更日:2018年(平成30年)2月1日
- 3. 受付電話番号(従来と変わりありません)

0570-051-051 (貸金業相談・紛争解決センター及び各支部にて受付け)

日本貸金業協会は貸金業の健全な発展に貢献します。



安心・信頼の目印「ゆずりは」

日本質金業協会のシンボルマークは 「譲棄(ゆすりは)」の花言葉 "新生"をモチーフに図案化したものです。 古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で現したもので、 「今まで築き上げてきたものを大切にしながら新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。 この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

平成 29 年度年次報告書

「相談・苦情・紛争解決受付状況」

(平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日)

発 行 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル2階

電話 03-5739-3861

発行日 平成 30 年 6 月 13 日